

事務所通信



* 今年の夏も猛暑だそうです *

こんにちは。いつもご購入いただき誠にありがとうございます(*^^*)

今年の梅雨明けは、平年より25日早く、昨年より17日も早い梅雨明けだったそうです。統計開始以来最も早い梅雨明けとなり、梅雨期間は14日間で最短を更新(これまでの最短2011年の18日間)し、6月の梅雨明けは初めてだそうです。そんな記録的な2022年も、もう半分が過ぎました。今年の夏も猛暑そうですが、水分補給をこまめにし、熱中症などには充分お気をつけてお過ごしくださいませ。

* 令和4年度税制改正のポイント *

記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策

記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講じます。

所得税、法人税及び消費税の税務調査において、帳簿(対象範囲:一定の売上に係る帳簿)の提出の求めがあった場合において、次のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に、10%加重(下記については、5%加重)する。

不記帳・不保存であった場合(提出をしなかった場合)

提出された帳簿について、収入金額の記載が不十分である場合

(記載が著しく不十分である場合は と同じ)

納税者の責めに帰すべき事由がない場合(災害等の場合)は上記の措置は適用しない。

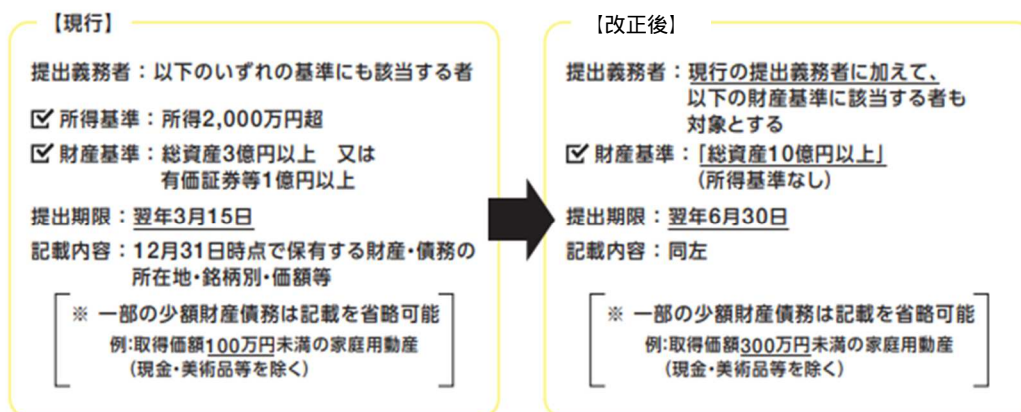
| | | ②記載不備 (帳簿の保存(提出)あり) | | ①不記帳・不保存 (不提示・不提出) | |
|-----------|--|------------------------|----------------------------|-----------------------|--|
| | | 年間の所得計算をするには不十分 | 記載不備の程度が著しい ↓ ①と同視する | | |
| 加算税の加重割合 | | 加重なし | 5% | 10% | |
| 収入金額の記載基準 | | 記載された収入が3分の2未満 | 記載された収入が2分の1未満 | 収入全て不記載(帳簿なし) | |

※ 収入金額は営業収入を使用。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

財産債務調書制度の見直し

提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得基準によらずに提出義務者とします。



※ 令和6年1月1日以後に提出すべき財産債務調書(令和5年分以後の財産債務調書)について適用。

申告書の提出期限

| 提出月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 確定申告 | 5月決算 | 6月決算 | 7月決算 |
| 予定申告(年1回) 消費税(年3回) | 11月決算 8月、11月、2月決算 | 12月決算 9月、12月、3月決算 | 1月決算 10月、1月、4月決算 |

コロナ関連助成金等一覧

2022.7.1(金)現在の情報です。

現在申請の出来るコロナ関連助成金等を一覧にしております。

コロナ関連の助成金等は期限の延長や対象業種の拡大など時間の経過により申請要件等内容が変更されることがあります。申請できるかのご判断や、詳細、Q&A に関してはお客様ご自身でホームページなどをご確認ください。なお、申請に必要な会計帳簿等がございましたら担当者までご連絡下さい。

お客様ご自身で申請が難しい場合は申請を代行いたしますのでご連絡ください。

ただし、助成金ごとに添付書類や記載事項が異なり、申請が複雑なため申請先から訂正や追加書類に関する連絡が入ることがあります。弊社で全て対応させていただきますので、その旨ご連絡をお願い致します。早期の入金をご希望のお客様はご自身で申請されることをお勧めします。

申請代行手数料といたしまして、助成金等金額の10%を頂戴いたします。

滋賀県事業継続支援金 第4期

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syokouroudou/323459.html>

対象者： 国の「事業復活支援金」を受給し、県内に事務所または事業所を有する方

2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が2018年11月から2021年3月までのいずれかの同月と比べ30%以上減少した県内中小企業者等

国の事業復活支援金を受給されていない事業者は対象外となります。

給付額：中小企業 20万円、個人事業主 10万円 申請期間：3月16日～ **8月1日まで**



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】〒524-0042

滋賀県守山市焔庵堂町121番1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】〒527-0021

滋賀県東近江市八日市東浜町5番39号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717